

（第34号議案）

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年中野区条例第39号）の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第18条（略）	第1条～第18条（略）
第19条 削除	<u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第19条 園長は、 <u>児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>
<u>（業務継続計画の策定等）</u>	
<u>第19条の2 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
<u>2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u>	
<u>3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u>	
第20条・第21条（略） （苦情への対応）	第20条・第21条（略） （苦情への対応）
第22条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応	第22条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する

するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

第23条・第24条 (略)

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第25条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第26条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第27条・第28条 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

る園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

第23条・第24条 (略)

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第25条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の職員を兼ねるときの設備の基準)

第26条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

第27条・第28条 (略)

附 則 (略)